○近畿地方整備局告示第八十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　25

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐藤　義信
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十三年二月二十一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	佐藤　義信
変更後	本多　重久

(2)　変更年月日

平成二十三年二月二十一日

○近畿地方整備局告示第八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の休止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　業務を休止した者の名称

特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所

二　業務を休止した者の住所

京都府舞鶴市字喜多千百五番一

三　業務を休止した者の登録番号

近畿地方整備局長　25

四　休止した評価の業務の範囲

評価の業務の全部

五　休止した年月日

平成二十三年三月十五日

六　休止の期間

六ヶ月間

○近畿地方整備局告示第八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月二十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	―
変更後	兵庫県神戸市中央区東町百十三番地一

(2)　変更年月日

平成二十三年三月十四日

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九　号　島根県簸川郡斐川町大字荘原町二二〇〇番一から同町大字荘原町八〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十八日

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九　号　大田市朝山町仙山字津戸五二八番二地先官有無番地から同市朝山町仙山字津戸五三九番一まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十八日

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
雲南市掛合町掛合一八一九番八から同市掛合町掛合一八八二番二まで	前	九・九三～二四・七七メートル	〇〇・六一二キロメートル
	後	一〇・二三～二四・七七メートル	〇〇・六一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所